

## 弘前藩江戸藩邸の太鼓と藩主の火消役・門番役について

篠村正雄

## はじめに

弘前藩上屋敷跡は、現在の緑町公園（東京都墨田区）に当たり、墨田区観光課の建てた案内板「津軽家の太鼓・津軽家上屋敷跡」に、火の見櫓で火事を知らせる時は通常、板木を鳴らすが、弘前藩邸だけが太鼓で火事を知らせていた。このことは「本所七不思議」の一つに数えられ、誰も知らないことであり、わからないことである。また、板木を鳴らすと、奇妙なことに太鼓の音がすることも伝えられていると記してある。<sup>①</sup>

太鼓が火事の際に打たれることから、江戸の火消と門番役の先行研究を見ていく。火消について、池上彰彦氏は、江戸初期には武家屋敷・町屋とも各自、消火に当たったが、寛永六年（一六二九）、幕府は江戸城と曲輪の火事には大名一〇万石に付三〇人の割で出動させるようにした。また、同九年、老中奉書により出動させ、同二〇年、大名火消を一六家に命じ、万治元年（一六五八）、定火消を旗本によって創設して、火消制度を整えたとする。<sup>②</sup>黒木喬氏は、享保期、幕府が諸大名に対し、江戸城を中心に大手方・桜田方に加え、寛永寺・増上寺の他、浅草米蔵・本

所米蔵・猿江材木蔵等、幕府の重要施設一か所の火消役を課し、町奉行の下に町火消を組織させたとする。<sup>③</sup>山本純美氏は、参勤交代を施いた際に、火消役を課せられた大名十数家では板木、定火消では太鼓、町火消は半鐘により出動したが、元禄期には太鼓が多くて定火消が出動する判断に支障が生じたとする。<sup>④</sup>

これまでの先行研究に対して、岩淵令治氏は、武家火消の過小評価と町火消の優勢、町火消と武家火消の対立が解明されていないとして、江戸の消防体制は享保期の諸消防組織の設定後、町火消の成長があっても、武家消防は引き続き機能を果たしていたことを考察している。<sup>⑤</sup>

江戸城門番役について、岩淵氏は庄内藩の大手門番役、八戸藩の常盤橋門番役を事例に、門の開閉と通過者の確認、門内外の清掃、将軍・外交使節の出入りの際の儀礼の場所の維持、火災発生時の防火に当たり、大火には当番の藩主は火消役を連れて出馬し、非番の藩主も駆け付けていたことを明らかにしている。<sup>⑥</sup>

長谷川成一氏は、幕府から弘前藩に課せられた公役を検討し、蝦夷地に事変が起こった時に、派兵・警衛に当たり、平時には越後高田検地、

日光諸堂修復手伝普請、神田橋辻番警備、本所火消役、各種接待役（馳走役）を遂行して幕府への奉公を果たしたことを考察している。また、公役が重複すると一方が免除されることを明らかにしている。<sup>(7)</sup>

そこで、弘前藩が幕府から課せられた火消役・門番役の実態を考察し、津軽家の太鼓の不思議に触れたいと考える。

明治以降の編纂になる『津軽歴代記類』<sup>(8)</sup>・「新選津軽系譜」<sup>(9)</sup>・『津軽史』<sup>(10)</sup>から津軽家に対する勤役を取り出し、「老中奉書」・「柳営日次記」と「弘前藩庁日記」<sup>(11)</sup>（以下「江戸日記」・「国日記」と略称）で確認しながら表1を作成した。任年月日が「江戸日記」に記載が無い場合と欠本により不明な点は、史料覧に「国日記」で確認した年月日を（ ）で示している。勤役名は史料によっている。また、火消役・門番役の任免に関連することから公家衆馳走役・普請手伝役を加えてある。備考欄には任免の理由を挙げてある。

勤役は藩主に課せられることから歴代藩主別にし、史料の残存状況により弘前藩四代藩主から考察する。

#### 一 四代藩主信政

信政に対する幕府からの勤役が具体的に解るのは、天和元年（一六八一）三月二七日、青蓮院門跡馳走役に任じられてからになる。藩主自ら宿坊を見分し、鉄砲一〇挺・弓五張・鎗一〇本、玄関番五人・供の馬上一人・歩行七人を配置している。<sup>(12)</sup> 一月一日に火消役に任じられると、幕府目付大沢左兵衛に、次のような問い合わせをしている。

〔史料1〕「江戸日記」天和元年一月三日条<sup>(虫喰)</sup>

一、大沢左兵衛様江御窺被仰渡候覚

一、今度、火消被仰付候請取之場所之事、

別紙御書付御渡被成候、

一、火事番所之事、

何方<sup>(2)</sup>成共御勝手次第御立可被成候、

一、火事場<sup>(3)</sup>常火消衆<sup>(4)</sup>与出合候時之事、

御家来先<sup>(5)</sup>参候<sup>(6)</sup>、少々之火<sup>(7)</sup>候<sup>(8)</sup>、消可申候、其内常火

消衆御出御改<sup>(9)</sup>候<sup>(10)</sup>、御渡可被成候、

一、上野・増上寺<sup>(11)</sup>参詣之事、

御参詣被遊不苦由被仰候、

一、惣<sup>(12)</sup>御役中他出事之事、

御他出被遊候<sup>(13)</sup>不苦由、

一、自分之忌類之時之事、

御家来御出し不苦事、

一、一類共方<sup>(14)</sup>自分之火事見廻之事、

御一家御従弟迄<sup>(15)</sup>、御見廻被成候<sup>(16)</sup>不苦事、尤殿様御見廻

之儀御勝手次第、

一、請取之場所<sup>(17)</sup>家来共差遣し、度々巡見為仕候事、

風吹候時分<sup>(18)</sup>、御見合、御廻<sup>(19)</sup>平生<sup>(20)</sup>御勝手次第、

一、此方請取場之境、他之場所<sup>(21)</sup>出火之時、御請取之御方<sup>(22)</sup>御

家来不参合内<sup>(23)</sup>此方之者参候節、火を為消可申候哉之事、

御家来早<sup>(24)</sup>参候<sup>(25)</sup>、為御消可被成候、其内御請取之御家

来参候<sup>ハ</sup>、改申相渡可申由、

一、此方請取之丁場廻、御請取御名承度事、

小石川御門之内<sup>ハ</sup>田安・山之手・一谷、榊原式部太輔様御門之際、

誓願寺前辺、此御両人之外末、京極甲斐守様駿と知<sup>レ</sup>不

申候、

一、此方家来共追々懸付候時分、行先ひと支申候時、如何可

申哉之事、

先<sup>江</sup>御家来被遣、追々参候御家来込合候<sup>而</sup>不被参候<sup>ハ</sup>、

無理<sup>ニ</sup>割候<sup>而</sup>通候事御無用<sup>ニ</sup>可被成候、見合候<sup>而</sup>之事、

平生少々之火事<sup>ニ</sup>ハ、殿様御出被遊候<sup>ニ</sup>ハ、不及、御家来御出<sup>シ</sup>可被成由

被仰聞候、

右之通御書付<sup>ニ</sup>而御伺被遊候、御使者戸沢弥五兵衛、

ここで、火事の際の取るべき役務を把握していることが解る。

「添田儀左衛門日記」<sup>13</sup>によれば、この日、小川町にあつた上屋敷・台

所の屋上に火之見槽<sup>矢倉</sup>が出来上がり、槽には遠見番を置き、太鼓の打ち

方を指示している。

火消は三組で組織され、一番組は物頭添田儀左衛門が騎馬で、拍子木<sup>手木</sup>

を持った又者が、進退の合図をしている。足軽一八人・鳶の者八人・小

人一六人・中間七人に、添田の若党五人の計五四人の編成であつた。

二・三番組の構成人数は不明である。前日には馬場において火消の行列

を藩主<sup>(信寿)</sup>・若殿<sup>(刑須資徳)</sup>・主殿が見物している。預かり場所は、神田橋門外<sup>一</sup>

ツ橋<sup>一</sup>・雉橋<sup>一</sup>・清水門前<sup>一</sup>・田安門前<sup>一</sup>・小石川門を結ぶ線内で、ここを添田

儀左衛門が小川貞右衛門と足軽二〇人に水籠一差・梯子二丁・団扇一〇本を持たせて見廻っている。このように火消体制を整え、翌二年一月二七日、湯島金介町の出火には、駿河台の火消屋敷脇に一・二・三番組に続いて藩主が詰めている。<sup>14</sup>

同二年、火消役が免ぜられると、添田儀左衛門は「添田儀左衛門日記」天和二年三月一五日条に「今日、殿様御登城之節、御火消御役御赦免、御家中上下、事之外太悦仕候也」と、火消役の緊張から解放された藩邸内の様子を記している。

元禄元年(一六八八)、上屋敷は本所二ツ目の緑町に屋敷替えとなつた。同三年、火の見槽が出来上がり、火事には槽より目付部屋に鈴に付けた紐を引くと、目付が槽に登つて見分の上で太鼓を打たせた。徒以下の火事装束は合羽籠に入れ、藩主他出の際に持たせ、外出先から火事場に向かう用意がなされていた。火事行列に馬を所有しない者に貸馬を割り付け、羽織・股引・脚絆の貸与も行っている。また、火事場での纏の競り合い<sup>15</sup>・がさつ行為を禁じている。同四年、火消役に任じられると、江戸足軽が不足し、国元より一〇人、同八年には四一人に江戸登りを命じている。<sup>16</sup> 同一年、本所材木小屋火消役に任じられたが、小梅村の材木小屋は六棟あり、猿江村には小屋は無く八か所の堀にある材木が火消の対象であつた。<sup>17</sup>

宝永六年(一七〇九)、本所火消役に任じられた時の請取場所は、西・大川通、東・亀戸天神橋川通、南・海手、北・源森橋柳嶋であり、太鼓の打ち方は次のようであつた。

「史料2」「江戸日記」宝永六年四月一五日条

火の見番太鼓打様之事、

一、火の見之者、昼夜共無油断本所近辺江駆付見可申事、若油断仕義有之候ハ、詮義之上曲事ニ可申付事、

一、御屋敷七、八町之内ノ出火と相見江候ハ、太鼓と鐘もみ交ニ打可申事、

一、本所深川之内、出火与相見江候ハ、早太鼓打可申事、

一、浅草観音堂・金龍山辺の浅草通り筋、両国橋向同朋町辺、其外

本所風上ニ出火有之節ハ、太鼓つ、け打に打可申事、

一、本所深川筋・在郷之出火と相見候ハ、太鼓五ッ宛少間を置、三度静に打可申事、

右、何<sup>茂</sup>火事鎮候ハ、消鐘打可申事、

丑四月十五日

右之通奉入高覧之、火の見矢倉へ書付張置之、

ここでは、太鼓・鐘の打ち方を書付にして櫓に張り付け、当番の足輕に確認させた。

元禄一二年一二月二六日、女院馳走役に任じられると、同一二月三日に本所火消役は免ぜられ、宝永六年一〇月一〇日に梶井門跡馳走役に任じられると、幕府は勤役の負担を減ずるため、本所火消役を免じている。<sup>19</sup>

## 二 五代藩主信寿

元禄期、幕府は所々火消として決められた場所を大名に命じた。方角

火消の大手組は呉服橋内から市ヶ谷御門内までを受け持ち、出動しても江戸城への飛び火を防ぐ役割りで、火事の現場は定火消・大名火消に任せられた。<sup>20</sup>

正徳元年（一七一）二月八日、午刻、浅草花川戸より出火、隅田川の川向、石原土手町へ飛び火、北西からの強風で大火になった。弘前藩は一番組・二番組を出動後に藩主が出馬した。中之郷、北本所町家主寺嶋久兵衛他一〇ヶ所に、「津軽土佐守消口」の書付札を打ち、申刻に帰邸している。この火事は深川・小名木川・砂村まで焼通り、酉刻に鎮火し、消口を火事場に詰めた本所奉行・目付・使番・盗賊改・町奉行に報告している。<sup>21</sup>

享保一四年（一七一九）、弘前藩では初めて大手組火消役に任じられた。藩主信寿は諸事不案内から御聞役三人に命じ、相役の御聞役を藩邸に招いて寄合を持ち、接待して懇談させている。また、本所火消役を勤めていた頃から、藩士の装束が勝れないとして、見苦しくないように準備させている。このことから、水ノ手役萩原源之助は自分の羅紗羽織一、胸懸一、立付一と又者六人分の羽織・股引を仕立てさせ、費用を藩庁から借り入れしている。<sup>22</sup>火事場では定火消・町火消が破壊活動で飛び火や火の粉を防ぎ、火消役は使番の持参する老中奉書によって火事場に詰め、目付・徒目付の指図で行動した。

## 三 六代藩主信著

神田橋門番役が弘前藩に課せられたのは、享保一七年（一七三二）が

初めと見られる。このところは、文化年間、門番所に外桜田門と同じく鉄砲一〇挺・弓一〇張・長柄一〇筋・持筒二挺・持弓二組を備えることになって<sup>(23)</sup>いた。神田橋門番は七万石格の大名が任命され、給人五・侍三・足軽二五・中間二七人、計六〇人が勤め、引継文書は二五項目に及んだ。二家が一〇日交代で勤め、八戸藩は一〇日を二交代、平戸藩は三日交代であった<sup>(24)</sup>。

享保一九年二月二六日夜、浅草寺町の等覺寺から出火の際、火の見櫓の当番物頭北川武左衛門組の足軽万年幸七・太田伝蔵が火事を発見できず、火事を知った火消役が櫓に登って太鼓を打たせた。浅草寺・浅草寺通は太鼓を続け打つことになっていた。本所材木蔵火消役にあつたため、足軽兩人は柳嶋藩邸の長屋に押し込みとなり、この失態で兩人に死罪が申し渡された。ところが、津梁院と並ぶ藩主家の菩提寺常福寺（天台宗 東京都台東区）から法衣を着せて一命を貰い受けたいと、再三にわたり助命嘆願が出された<sup>(25)</sup>。このことは、藩邸側が幕府目付から詰問された場合に備え、アジールとしての常福寺に頼み込んだものと考えられる。

同一九年、本所米蔵が設置された<sup>(26)</sup>。元文二年（二七三七）、本所米蔵火消役に任じられると、足軽三〇人が不足し、勤番の一五人を滞府させることにした<sup>(27)</sup>。火消の一番手に貸馬五匹、二番手に貸馬五匹が必要であった。藩主用の馬五匹を含めて一三匹が養われていたが、馬役から一〇匹の買入れを願い出た。しかし、拝領馬の返却など藩士の持馬をやり繰りして購入を避けている<sup>(28)</sup>。本所蔵の火消道具は、前任者市橋下総守から元文小判四〇両で入手している<sup>(29)</sup>。弘前藩は、同三年、下谷辺の火事に三町火消が出動して消し留めたことが、老中より認められ、藩士に褒

美が与えられている<sup>(30)</sup>。寛保元年（一七四一）、老中松平左近将監から寛永寺・塔頭一四支院の瓦葺普請手伝いを二四家が命じられると、津梁院は檀家津軽出羽守、宿坊井伊掃部頭が受け持った<sup>(31)</sup>。

#### 四 七代藩主信寧

<sup>(32)</sup>信寧は延享元年（一七四四）、六歳で家督を継ぎ、宝暦三年（一七五三）二月、九代将軍家重に謁見、同一二月に土佐守に叙せられている。

延享三年、本所米蔵火之番役に任じられたが、藩主が幼少の時は藩士が代役することになった<sup>(33)</sup>。寛延元年（一七四八）一二月、老中堀田相模守に御聞役戸沢弥五兵衛が呼び出され、国元存亡により本所米蔵火之番役が免じられた。代わった亀井信濃守方から道具類の借用の申し入れがあった<sup>(34)</sup>。

宝暦二年、本所蔵火之番役が国元に伝えられると、「高岡御告」が行われた<sup>(35)</sup>。「高岡御告」は四代藩主信政を祀った高照霊社（高照神社）に藩主家の動向・藩政の重要事項を報告するもので、同五年の「高岡御告」は、次のように行われた。

「史料3」「国日記」宝暦五年四月二八日条（括弧内は筆者による。以下同じ）

一、明廿九日、於高岡御告御用有之候間、早朝被相越、別紙之通御勤可有之旨、津軽百助<sup>(御手廻組)</sup>江切封之切紙遣之、別紙左之通、

御告之覚

屋形様去十六日神田橋御門御番被為蒙仰候、以上、

御目見以上は城内で記帳を行い、勤役を慶事と捉えている。<sup>(37)</sup>

同一一年、公家衆馳走役に任じられ、本所米蔵火消番は免じられた。<sup>(38)</sup>

任命するときの「老中奉書」には老中の連名が記されているが、免ずるときは切紙で簡素化されていることが解る。同一三年五月八日、將軍が寛永寺・靈屋に参詣の時、神田橋門番の任にあった藩主が神田橋門に詰、將軍帰城後に御機嫌伺いに登城している。<sup>(39)</sup>

天明三年（一七八三）四月二四日、神田橋門番役に任命する「老中奉書」が届くと、痔痛のため乗馬が難しく、世嗣信明による名代願を提出して認められている。

門番の職務について、岩淵令治氏は天保一三年（一八四二）の常盤橋門番の例を次のように述べている。門の開閉は面番により、朝六時に開き、暮六時に江戸城の太鼓により閉める。下座見は橋の外側に居て、通過者により白洲下座・本下座・半下座・行儀直に分け、拍子木を打った。通過する大名・旗本・寺社を識別する専門性が要求され、下座身の元締めが存在があった。八戸藩では「御一家様」として、両敬や殿席を同じくする方々の扱いもあった。<sup>(41)</sup>

弘前藩では下座見の元締めとみられる込山藤七方から下座見森藤兵衛を召抱えることになった。<sup>(42)</sup> また、「武鑑」を購入しているが、下座見は門番役にある間だけの雇用であった。<sup>(43)</sup> 櫓番はこれまで夜中だけの勤めであったが、昼夜通しての勤めが変わった。また、神田橋門番への派遣もあり、江戸組一〇人を新たに抱え、後に上総小人五〇人を抱えている。<sup>(44)</sup> 神田橋の交代は暑気の時期のため五半時出番交代になった。<sup>(45)</sup>

世嗣信明は天明三年一〇月一二日、夜四時、御成小路辺の出火につい

て、自ら「江戸在住日記」<sup>(46)</sup> 天明三年一〇月一二日条に記してある。藩主と火の見櫓とみられる三階で火事の様子をみて、強風のため火事を知らせる太鼓を打たせ、その後、揃太鼓・出太鼓で神田橋門まで出動している。また、一〇月二六日、暁八半前、小伝馬町二町目の出火は一〇月二八日条に見える。神田橋門の方角にあたり、太鼓を打たせて一番手が出動するのが藩主が玄関で透き見をしている。信明は湯漬を済ませ、黄羅紗羽織を着て綿簾頭巾を被り、出太鼓で「氷室」に乗って神田橋門に至り、相役細川能登守より先に着いている。大火の様子から老中・若年寄が登城しているのを見ている。その後、番所休憩所で到着した能登守と共に弁当の焼飯を食している。五時過ぎに大手門詰が引き上げるのを見ながら、能登守より先に常盤橋・伝馬町を通り、帰邸している。火事場を役場、すなわち戦場と捉え、櫓に鐘・太鼓、目付部屋に鈴を備え、鳴らし方を指示した。

同三年九月・十一月に幕府に国元の天候不順による作毛不熟を届けると、十一月に神田橋門番が免ぜられ、幕府から拝借金一万両が認められた。<sup>(47)</sup>

## 五 八代藩主信明

天明七年（一七八七）六月一日、大手組火消番を盛岡藩主南部慶次郎と共に任じられた。<sup>(48)</sup> 同一三日、弘前藩は杉山小藤太を使者にして森岡藩に次のような申し入れを行った。<sup>(49)</sup> これまで、盛岡藩とは通路が無かったが、相役中は公務専一、隔意なく諸事申し合わせ、滞りなく勤め、又者

に至るまで失礼無きように嚴重に申し付けるといふものであった。これに対して、同一四日、盛岡藩も吉田一学が使者となつて、同じ内容の答札を行っている<sup>(50)</sup>。これにより、弘前藩は目付から次のような触書を出した。

〔史料4〕「国日記」天明七年七月九日条

覚

此度大手組御防被蒙仰候處、御相役南部慶次郎様<sup>江ハ</sup>、何連<sup>茂</sup>存之通年来御通路一切無之候得共、全御私事之儀一向御捨被差置、御公務專一被思召、御勤中無御隔意被仰含、諸事無御滞御勤被遊候様、向方様<sup>江</sup>被仰入候<sup>二</sup>付、御家来中<sup>江茂</sup>一統無隔意申談、御公務無御滞御勤被遊候事、專一<sup>三</sup>心懸於御場先下々又者に至迄<sup>茂</sup>、右之心得<sup>二</sup>而対向方様少<sup>茂</sup>無礼<sup>ケ</sup>間敷かさつ等之儀無之、諸事相慎御儀理相立候様、支配頭之面々精々申含置可申候、万<sup>一</sup>争<sup>ケ</sup>間敷異論等有之、上御義理を失候儀於有之<sup>者</sup>、御公務<sup>二</sup>茂被為拘御太切之筋、当人<sup>者</sup>勿論支配頭<sup>茂</sup>可為越度候、右之趣急度可相心得旨被仰出候、右之趣能々相慎可被相勤候、此旨可被申触候、以上、

未六月

御目付中

盛岡藩は、弘前藩初代藩主津軽為信が南部領を切り取つて独立したと考へ、隣国でありながら互いに通路を取ろうとせず、不仲であった。そこで、弘前藩は盛岡藩に申入れ、盛岡藩も応じたことにより、藩士から又者までがさつな行動を慎むように目付触を出していることが解る。『幕末明治女百話』<sup>(51)</sup>には幕末の話として、本所の広大な弘前藩邸には悪い足

輕・中間が巢を作り、部屋頭のさし売りが商家へ駕籠に乗つて強請<sup>ゆすり</sup>に來たと伝えている。

弘前藩江戸藩邸は武家奉公人を国元から登らせるだけでは不足し、口入屋を通して上総小人を抱えるようになった。寛保元年（一七四一）には江戸小人三部屋毎に部屋頭を置き、同三年には上総小人一五〇人を抱えていた<sup>(52)</sup>。これらの江戸抱えは、大名・旗本、商家を渡り歩き、粗暴ながさつ行為を行うものが多く、藁の錢さし草鞋を高値で売り付けたといふ。

天明七年、大手組火消番が免ぜられ、神田橋門番に変わり、番頭から物書まで二両から二歩までの幅で褒美が与えられた。江戸詰の藩士の扶持米四分の一が差し引かれているのを捨の扱いにし、勤役による藩士の負担を軽減している。神田橋門番には神田橋番頭二・火消番頭二・纏番二・目付代二・面番八・水ノ手二・幕下徒士五・番所物書二・番頭下役二人が任じられ、宝暦一四年・安永二年の前例を基に水ノ手番まで、一両二歩一両までの手当が支給された<sup>(53)</sup>。この時、目付から次のような「矢倉条目」が示された。

〔史料5〕「江戸日記」天明七年九月二八日条

一、御目付申出候、矢倉御条目

- 一、神田橋御近所<sup>与</sup>見定候<sup>者</sup>、鐘・太鼓打交たるべき事、
- 一、御城より<sup>ハ</sup>八町四方、東本町、西糶町、南虎ノ御門、北筋違御門限、

御城外に<sup>而</sup>も、御城近き出火と相見得候<sup>ハ</sup>、其節火消番矢倉<sup>江</sup>上り、火勢之様子見切、御人数寄之太鼓五<sup>ツ</sup>、三度打切、

其上御目付差図次第出火太鼓打可申候、尤御人数不揃ニテても火勢募候ハ、御目付不及差図引続出火太鼓打可申事、

一、大川通並兩本所筋、御成日者太鼓を下し置、矢倉番人中段に罷在、火事有之節者早速一人下り知らせ可申事、尤御人数寄候ニ者鉄棒引可申候、御人数出候ニ者差図可有事、

附惣而火鎮候ハ、消鐘打可申事、

一、御上屋敷三町四方出火之節、鈴ニ而知せ可申事、

但三町之御人数出候ニ者、鳴公引不申事、

一、遠方之火事之節者、矢倉番人一人下り為知可申事、

但半鐘三ツ打申事、

右之条々急度相守、昼夜無油断相勤可申候、若違犯せしむるにおひて者、詮儀之上曲事可申付者也、

未九月

御上屋敷御近所出火之節、三ツ頭早太鼓之儀、此已後共是迄之通可被仰付候哉之旨申出之、

右之通伺申出之、(多老津輕多勝)膳江達、御近所出火之節ハ、早半鐘打候様、其外伺之通被仰付旨申遣之、

神田橋門番に対応した太鼓・鐘・鈴・鳴子の打ち方を指示していることが解る。門番役の藩士に対し、公儀法度・津輕家家法の順守、喧嘩・口論の禁止、月代・衣類を見苦しくなきよう整えることを申し渡している。

天明七年、信明は自らの火事頭巾に縫い取りのあるものを使用せず、供の者の火事具が立派な者は質素にするよう命じている。(54) また、大手町

火消役・神田橋門番役の勤役を熟知していて、京極能登守から火事場における曳馬について尋ねられると、これに適した馬を進呈している。(55)

## 六 九代藩主寧親

寛政五年（一七九三）四月、神田橋門番役に任じられた時、幕府より出火の際の召連れ人数を、惣人数二〇〇人程、馬上五・六騎、纏二本と示された。(56)

藩主の出馬について次の史料を見ていく。

〔史料6〕「津輕歴代記類」(57)

寛政五年四月二十六日、神田橋御門固被為蒙仰候、此時出火之節、如先規火之見櫓ニ而為知鳴物太鼓相用、出馬之節先格之通り金紋先

挟箱、革覆取り、持槍二本之外千段巻柄対之槍、青貝柄手槍打物、

茶弁当持セ、乗替馬虎皮覆掛ケ、途中並役場ニ於テ、進退合図太鼓相

用ヒル旨申達候、尤、十二月朔日、先達而松前へ人数被差出候ニ付テ、

御門固御免被為蒙仰候、

津輕日記

藩主の出馬は、神田橋門番役では出火に櫓の太鼓で出馬、茶弁当・乗換馬を用意し、進退は持参の太鼓に依っていることが解る。同年一〇月二五日、厳寒の夜、出火により神田橋門に朝まで詰切った者に対する慰労の下され物を表2にした。出勤の役職は解るが、総数は不明である。

同年一二月、弘前藩が盛岡藩と蝦夷地警衛が命じられた。

〔史料7〕「柳営日記」(58) 寛政五年一二月一日条

南部慶次郎

名代永井日向守

津軽出羽守<sup>(孝親)</sup>

右漂流人異国分送越候<sup>ニ</sup>付、松前表へ人数差出之節申付宜行届候儀、一段之事<sup>ニ</sup>被思召、此段可申聞上意<sup>ニ</sup>候、於御白書院縁頼、老中列座采女正申渡、

江戸城白書院において、老中列座の中で盛岡藩主と共に蝦夷地警衛が命じられた。この時、神田橋門番役が免じられている。

これは、前年の寛政四年九月、ロシアの使節ラックスマンが、伊勢の船頭幸太夫を根室に送って通商を求めたことに始まる。弘前に松前派遣の報が届いたのは同四年十一月一日の飛脚で、二〇日に「高岡御告」が行われている。<sup>(59)</sup>翌五年四月、幕府は目付石川将監・村上大学を会見のため福山へ派遣し、護衛を盛岡藩・弘前藩に命じた。弘前藩は護衛の任に物頭山田剛太郎・都谷森甚之丞を当て、二月五日に出立、八月五日に弘前に帰着している。<sup>(60)</sup>

幕府目付の蝦夷地の報告から、幕府の蝦夷地警衛計画が立案され、その結果、同五年一二月に將軍家斉の面前で盛岡藩・弘前藩に対して蝦夷地警衛が命じられたものと考ええる。

同六年、幕府使番大久保八郎右衛門が弘前藩上屋敷裏座敷に見えて、「老中奉書」<sup>(61)</sup>を以て大手筋を指図した。その途中、徒目付金子又三郎の指図で幸橋門内に変わり、再度、徒目付の指図で松平薩摩守中屋敷・表長屋の屋根と阿部豊後守の長屋の屋根に上がって防ぎ、下火になって、指図により引き上げている。<sup>(62)</sup>

文化三年（一八〇六）三月四日、芝田町三丁目よりの出火が、強い西

南の風で曲輪内・本町通り・浅草辺まで消失する大火となった。<sup>(63)</sup>弘前藩は火元見の馬役を火元確認に走らせているが、「江戸日記」には記述がない。火事には、先ず火元見の馬役が騎馬で駆け付け、その報告により火消役が出動した。

大名家の火の見櫓には板木が備えられていたが、弘前藩上屋敷の火の見櫓が太鼓であったことが問題になった。

文化八年九月、弘前藩御聞役を出入の幕府小人目付が、尋ねることがあると訪れている。<sup>(64)</sup>これは、火の見櫓の太鼓の事と見られる。

これに関する対応が「江戸日記」文化九年一〇月一九日条に詳しく記してあり、次のように展開していった。

① 翌九年八月二五日、幕府より付札で勤役の期間以外、火の見櫓に鳴物を懸けることの禁止が伝えられた。弘前藩御聞役笠原八郎兵衛から老中松平伊豆守あてに提出した伺書には、曲輪付近と本所蔵・猿江材木蔵の火事に駆け付けるために太鼓がなければ不都合であると記してある。

② その後、笠原八郎兵衛に、目付附坊主野村清庵が次の三点を進行している。第一点は目付筆頭佐野肥後守、徒目付加藤才助・古山善蔵を頼る。第二点は松平伊豆守の公用人新藤善八郎に内談して、右筆組頭にも頼む。第三点は松平伊豆守と懇意の秋山内記に添状を依頼する。

③ この後の笠原八郎兵衛が作成した伺書は、右筆組頭尾嶋定右衛門を通して佐野と交代した目付水野中務に渡った。

④ 九月一四日、松平伊豆守の内意を受けた幕府目付水野中務が笠原八郎兵衛を江戸城内に呼び出し、太鼓・板木の何方を使用しているか尋ねている。笠原は太鼓の使用は藩邸が小川町にあった時から使用している

と答え、古来よりの太鼓使用を願ひ出ている。

⑤ 九月一九日、笠原八郎兵衛が野村清庵を訪れて内談した内容は次の三点であった。第一点は目付評議が弘前藩には板木が相当と決まりかけている。第二点は松平伊豆守へ再度願ひ出る。第三点は佐野肥後守より水野中務に話す内容は、仙台藩陪臣片倉小十郎が古来よりの仕来りとして、鉄砲の活火縄を府内帯行しても咎められないことであつた。

片倉小十郎は、文化四年四月、幕府目付水野中務より府内を鉄砲三挺に火縄を燈して通ることを尋ねられたが、片倉は先祖代々許可されてきたとして、従来通り認められている。目付水野中務が片倉の活火縄に続いて、弘前藩の太鼓を問題にしていることが解る。

⑥ 笠原は板木に決まれば藩主に申し訳がないと、書き直した伺書を清庵から水野中務へ提出、自身は松平伊豆守の新藤善八郎に次のような伺書を提出し、松平伊豆守の落手になつた。

〔史料8〕「江戸日記」文化九年一〇月一九日条（棒線は筆者による）

御名様火之見櫓為知鳴物之儀者、古来々太鼓相用得來候、右者余り御例も無之様承知仕候得共、古来々御仕来々御座候、其外も腰網代打揚・金紋挾箱杯も相用得、御家御規模之様申伝罷有候、然者御名様之儀者諸事古来々御仕来を少削二不相成様常々厚被成御心懸候、近來蝦夷地御用御専務三相成、御当地御役当も無之候得共、櫓鳴物相用候事も無之、追々御当地御役当御勤之節、自然年久敷も相成、初而太鼓相用候之様御聞請可有之哉、依之御曲輪近辺々遠所之儀者勿論、幸本所御蔵・猿江御蔵江火消人数差出候事御座候而、人数繰出相図鳴物無之候而者不都合御座候間、相用度先達而御内慮

奉伺置候、必竟太鼓用候儀相止候而者、古来々御仕来之削も相成候處を御掛念之故御座候間、何卒太鼓相用候様被仰付下置度奉願候、此段私限御内意申上候、以上、

九月十九日

御名様御家来

笠原八郎兵衛

ここでは、火の見櫓の太鼓は、他に例が無いことは承知しているが、腰網代駕籠と古来より認められてきている。また、蝦夷地警衛にあるが、本所蔵の火消に出動の際は太鼓が無ければ不都合であると訴えている。

⑦ 一〇月一七日、野村清庵より笠原八郎兵衛に目付の評議が内々に伝えられた。目付衆一〇人が銘々存意の書付を封書にして、水野中務の手に集め、評議書を作成、これを老中が順覧している。その後、一代將軍家齊が評議書・松平伊豆守の添書を上覧して伺済となつた。

⑧ 翌一八日、次のような太鼓使用認可が弘前藩に伝えられた。

〔史料9〕「江戸日記」文化九年一〇月一九日条

平日相図之鳴物相用可被申候事

但當居屋敷三者太鼓用候而者不苦候事

これまでのことは、笠原の一存として扱つたが、国元の藩主に報告している。弘前藩から関係者への遺物は表3になる。目付附坊主野村清庵に金二〇両が遣わされていることから、交渉に当たって重要な役割りを果たしていることが解る。那須家は殿席が同じ柳の間の方々への根回しがあつたものと考ええる。

笠原から新藤善八郎との出合に一一両二歩二朱・錢三五六文、公儀衆の接待に七両三歩六七二文の出費があった。<sup>(69)</sup>

目付の評議で板木に決まりかけていた件を、古来通りと覆した笠原の外交手腕は、この後相馬大作事件においても發揮された。

この時から火の見櫓の太鼓を常時使用することになり、国元より足輕一〇人・掃除小人三〇人を登らせ、上総小人も一二〇人の他に三〇人を抱えるようになった。<sup>(70)</sup>

「史料8」に棒線を引いた部分「近來蝦夷地御用御専務二相成、御当地御役当も無之候得共、櫓鳴物相用候事も無之」をみると、近頃は蝦夷地警衛の任にあつて、江戸での勤役は無いと云っている。長谷川成一氏は、文化三年（一八〇六）、蝦夷地勤番中での神田橋門番役の任命は、前年の七万石高直りに見合つた量の公役の追加と見ておられる。<sup>(71)</sup>「泰平年表大御所」には、同五年、幕府は南部大膳大夫を二〇万石・侍従にして西蝦夷地警衛、津輕越中守を一〇万石・四品にして東蝦夷地警衛に当たせたとある。<sup>(72)</sup>長谷川氏の考察のように、九代藩主寧親には高直りに応じた勤役が当てられたものと考ええる。

諸大名の火の見櫓では板木であるのに、弘前藩だけが太鼓を許されていることが、本所七不思議の一つに数えられてきた。<sup>(73)</sup>これは、太鼓を藩邸が小川町にあつた時から使用しているものの、江戸では不思議として語り伝えてきたことによると考える。

## 七 一〇代藩主信順

一〇代藩主信順は、文政八年（一八二五）四月一〇日、家督相続の際に、幕府より先代藩主に引き続き蝦夷地警衛を命じられ、江戸での火消役・門番役・公家衆馳走役に当たっていない。

弘前藩上屋敷は元禄元年（一六八八）、神田小川町から本所二ツ目（緑町）に屋敷替えになり、上屋敷は宝永四年（一七〇七）、明和八年（一七七二）、文政二年（一八二八）に火災に遭っている。<sup>(74)</sup>

澁谷葉子氏は、赤穂藩浅野家の「鉄砲洲上屋敷絵図」が、台紙に約一・八センチメートル（六分）方眼のへら引きをしているところから、実際の長さ一間（田舎間）は約一八〇センチメートルとなり、縮尺は六分計（一〇〇分の一）と計測している。<sup>(75)</sup>この場合、一分は〇・三センチメートルとなる。

この考察を基に、江戸藩邸の絵図をみていく。

「本庄御屋鋪御指図」<sup>(76)</sup>は制作年代が不明であるが、六分（約一・八センチメートル）の方眼紙に、建物を浅黄色・京間、黄紙と茅色紙・田舎間に色分けしてある。宝永三年（一七〇六）の「江戸御上屋鋪御指図」の「火の見矢倉」は庭から階段か梯子で屋根に登るようになっていたとみられる。「御上屋鋪御絵図面」<sup>(77)</sup>は「文政九年前之図面」とあるが、部屋の間取りから、寛政十一年（一七九九）に普請が始まり、翌年に完成した大書院建築以前のものと考ええる。「御台所」から階段に「登り口」と描かれてあるところが、火の見櫓への上り口とみられる。

「御上屋鋪惣御絵図面」<sup>(78)</sup>は六分計絵図であり、表門を入つた左手にある計測一寸九分の「御火之見」は、京間で三間四方であつたと考えられる。高さは定火消の櫓が三丈であるところから、同程度であつたとみられ

る。この絵図に村田西市からの御用書が添えられてある。寧親の隠居部屋の普請に関わり、在国中の藩主への報告であることから、絵図は文政八年（一八二五）の作製であることが解る。<sup>(81)</sup>

同一二年二月に上屋敷が全焼したが、七月に櫓が出来上がり、火事の際に、藩士の子供・又者が火の見櫓に登り、見咎めても聞き入れないところから、目付が禁止の触れを出している。<sup>(82)</sup>

## 八 一代藩主順承

一代藩主順承は、天保一〇年（一八三九）五月一六日、家督相続の際に、先代藩主に引き続き蝦夷地警衛が命じられ、江戸での火消役・門番役・公家衆馳走役には当てられていない。

弘前藩は文政七年（一八二四）、焼失した菩提寺津梁院、同一一年、焼失の上屋敷の再建に多額の費用を要した。武部愛子氏は、弘前藩が文政七年より寛永寺の塔中養寿院の料物金から借用し、天保一三年（一八四二）には元利合計七万両に達して、嘉永元年（一八四八）、寛永寺側から寺社奉行へ出訴し、年賦により解決したことを考察している。<sup>(84)</sup>江戸藩邸の天保一五年の経費四万五八六六両の内、常用金が二万五七三〇両、返済金が二万一二三六両に及んでいた。<sup>(85)</sup>

同三年、黒石藩領飛内村の高木久蔵は伊勢参宮の帰途、江戸に立ち寄った際の弘前藩上屋敷の様子を次のように述べている。

「史料10」高木久蔵「道中手帳」<sup>(86)</sup> 嘉永三年六月一七日条

本所黒石御屋敷<sup>(87)</sup>参り、七時半頃<sup>(88)</sup>福士旦那様先立<sup>(89)</sup>、御本家様御

屋敷見物いたし、誠<sup>(90)</sup>以大いなる御屋敷なり、御太鼓やぐら<sup>(91)</sup>苟<sup>(92)</sup>高し、黒石藩邸に福士文蔵とみられる人物を訪ね、その案内で弘前藩上屋敷を見物している。本所で上屋敷の櫓の際立って高いことが印象付けられていた。

安政二年（一八五五）の地震では江戸藩邸の火の見櫓は被害を免れた。<sup>(93)</sup>

## 九 二代藩主承昭

文久二年（一八六二）一〇月、本所深川火事場見廻りが廃止され、慶応三年（一八六七）、火事場見廻りも廃止となった。<sup>(94)</sup>

文久三年五月、幕府の布令で浜屋敷で火箭一〇発が放たれた時は、曲輪内の場合と同じく藩邸の櫓の太鼓・鐘を打ち混ぜて非常を知らせ、小具足・火事具を着して詰場へ出動することになった。<sup>(95)</sup>

同七月、来年四月～六月の京都警衛を命じられ、蝦夷地警衛の箱館詰二〇〇人、スツツ詰一〇〇人を交代させ、参勤の準備に入ったところ、一月に箱館警衛・領内防御専務として、上京が免じられた。<sup>(96)</sup>

元治元年（一八六四）七月、藩主が在国中に浅草・本所蔵警衛が任じられた。蝦夷地警衛専務とされていることもあり、人数不足から老中に浅草・本所蔵の一方の免除願いを提出したが、認められなかった。<sup>(97)</sup>同年一二月、翌年正月～三月の京都警衛が命じられると、浅草・本所蔵警衛の任が解かれた。<sup>(98)</sup>

慶応元年（一八六五）五月一八日、小川町辺の出火に、田安家に見舞火消を繰り出したところ、鑑札に人数の記載が無いと門内に入れず、鎮

火により引き上げている。<sup>(94)</sup>

## おわりに

幕府から弘前藩主に課せられた火消役・門番役は、弘前藩では公家馳走役を含めて慶事と捉え、高岡霊社に報告し、御目見以上の藩士が記帳していることが解った。

また、幕府は蝦夷地警衛を命じると、一〇代・一一代藩主には江戸での火消役・門番役・公家衆馳走役を当てず、勤役の軽減を図っていることが明らかになった。

火消役・門番役は藩主在府中の勤役であるが、幕末には在国中に任じられ、京都警衛が加えられると、蝦夷地警衛に派遣している藩士の振り分けに支障が生ずるようになった。また、藩士は抱える又者の分まで、火事具を自前で用意しなければならず、勘定方より借財する者も現れた。このため、藩庁は藩士から扶持米の四分の一の借り上げを用捨し、手当・褒美を与えて救済する措置を取った。足軽以下、武家奉公人の皮羽織・股引は貸与であった。火事場へ騎馬で向かうものには貸馬が用意された。

足軽・掃除小人は国元から登らせていたが、文化九年、太鼓の常時使が認められると、人手不足から多くの上総小人を抱え、これらの武家奉公人のがさつな行為は、江戸の庶民を悩ませる存在であった。また、専門性が要求される下座見は勤役中だけの抱えであった。

火の見櫓の大きさは、六分計の藩邸絵図から推測することができた。

櫓には太鼓・鐘・鈴が置かれた。太鼓は勤役が終わると太鼓部屋に収納されたが、文化九年より常時置かれるようになった。また、藩邸内では太鼓で火消役が集合し、出動も太鼓によった。鐘は鎮火に打っているとこから、町火消が火事に打つ半鐘と同じ扱いであったものとみられる。鈴は櫓上の足軽から目付部屋に知らせる為にあつた。<sup>(95)</sup>

江戸の経費の増大は、国元の凶作・飢饉と蝦夷地警衛の負担により、幕府からの拝借金、寛永寺塔頭養寿院の料物金からの借用を得て凌いでいることが明らかになった。

火の見櫓の太鼓は、本所七不思議の中で、妖気現象を伴わないものの、明治三〇年代まで奇異なことを不思議として語り伝えてきたことが解った。

今後は他の大名・旗本の火消役・門番役を考察することが課題として残った。

## 註

(1) 緑町公園の案内板(東京都墨田区)「津軽の太鼓・津軽家上屋敷跡」に、次のように記されてある。

南割下水に面した弘前藩主・津軽越中守の上屋敷には、火の見櫓がありました。通常、火の見櫓で火災を知らせる時は板木を鳴らしますが、この櫓には板木の代わりに太鼓が下がっていて、その太鼓で火事を知らせました。なぜこの屋敷の櫓だけに太鼓がゆるされていたのかは誰も知らず、不思議なこととされていました。これが本所七不思議の一つ「津軽家の太鼓」の話です。七不思議とはいいますが、伝説なので伝わり方によって話もまちまちで、話の数も七と決まったわけではありません。こ

の「津軽家の太鼓」には「越中守屋敷の火の見櫓の板木を鳴らすと、奇妙なことに太鼓の音がする」という話も伝えられています。

- (2) 「江戸の火消制度の成立と展開」(『江戸町人の研究』第五卷 吉川弘文館 一九七五) 九一～一六九頁。
- (3) 『江戸の火事』 同成社 一九九九。
- (4) 『江戸の火事と火消』 河出書房新社 一九九三。
- (5) 「江戸消防体制の構造」(『関東近世史研究』第五六号 二〇〇五) 三一～一八頁。「江戸の消防体制と火事場見廻り」(『東京大学日本史学研究紀要』・『別冊近世社会史論叢』東京大学大学院人文社会系研究科・文学部 日本史学研究室 二〇一三) 三～一八頁。
- (6) 「境界としての江戸城大手三門―門番の職務と実態」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二二号) 二四九～二六六頁。「江戸城門番役の機能と情報管理」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一八三集) 二六三～三〇三頁。
- (7) 「北方辺境藩研究序説―津軽藩に課せられた公役の分析を中心に」(『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会 一九八四) 六・一八・二七～四三頁。
- (8) 弘前市立弘前図書館貴重一般郷土資料「津軽歴代記類」KK二二五ツガ四(みちのく双書第七・八集『津軽歴代記類』青森県文化財保護協会 一九五九)。
- (9) 弘前市立弘前図書館古図書保存会「新選津軽系譜」甲五―一〇一～一〇四。
- (10) みちのく双書特輯『津軽史』第六卷(青森県文化財保護協会 一九七五)「火消御用」「御馳走役並火消御用」五三五～五四九頁。
- (11) 弘前市立弘前図書館津軽家文書「弘前藩庁日記」。現在、「国日記」の享保七年七月～元治元年は「弘前市立弘前図書館」のホームページに入り↓「おくゆかしき津軽の古典籍」↓「弘前藩庁日記」↓「国日記」と

進むとデジタル化されているものを見ることができると。

- (12) 「江戸日記」天和元年三月二七日条。
- (13) (14) 弘前市立弘前図書館岩見文庫「添田儀左衛門日記」(GK二八九―七七) 天和元年十一月四日条(弘前市立弘前図書館おくゆかしき津軽の古典籍 通史編3引用資料No.二五)。浪川健治「添田儀左衛門日記について」(『近世武士の生活と意識』岩田書店 二〇〇四) 七～二八頁。翻刻「添田儀左衛門日記」(同) 一四三～三〇八頁。
- (15) 「江戸日記」元禄三年二月一日、同三月八・二三日、同四年八月二日、同六年二月一日条。
- (16) 「国日記」元禄四年八月二日、同八年五月二日条。
- (17) 「江戸日記」元禄一六年十一月二九日、宝永七年二月一六日条。
- (18) 「江戸日記」元禄一二年二月二六日条。
- (19) 「江戸日記」宝永六年一〇月一〇日条。
- (20) 前掲註(2) 一〇二～一〇四頁。
- (21) 「江戸日記」正徳元年二月八日条。
- (22) 「江戸日記」享保一四年四月一九日条。支藩黒石藩の文化一三年の「諸向心得」(『黒石市史』資料編Ⅱ 黒石市 一九八六) 三五八・三五九頁にある「火事具御定」によれば、中小姓以下は黒塗り金紋の陣笠・雲斎裏付羽織・緞子類の踏込袴は自前で用意し、足軽・中間の股引は支給であつた。
- (23) 早稲田大学古典籍総合データベース「要篋弁志年中行事」請求番号ワ〇三一〇二二三二。
- (24) 岩淵令治「江戸城内番役の機能と情報管理」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一八三集) 二六四、二六五頁表1。
- (25) 「江戸日記」享保一十九年二月二七日、三月四・五・二三日条。「国日記」同年五月一日条。拙稿「弘前藩領における寺社門前について」(『弘前大

- 学國史研究』第一四八号) 一三・一四頁。
- (26) 戸森麻衣子編『江戸幕府の御家人』(東京堂出版 二〇二二) 一八二頁。
- (27) 「江戸日記」元文二年四月一九日条。
- (28) 「江戸日記」元文二年四月一八日条。
- (29) 「江戸日記」元文三年五月一日条。
- (30) 「江戸日記」元文三年五月二八日条。
- (31) 「江戸日記」寛保元年四月一九日条。
- (32) 「国日記」宝曆三年三月一日条。
- (33) 弘前市立弘前図書館津軽家文書「本所御蔵火之番被仰付候儀御奉書并書付」TK二八九一七八。
- (34) 「江戸日記」寛延元年二月二二日条。
- (35) 「国日記」宝曆二年五月三・六日条。
- (36) 瀧本壽史「弘前藩『御告御用』の基礎的考察」(『弘前大学國史研究』第九八号) 一〇二九頁。「高照神社をめぐる」(『岩木山を科学する』2 北方新社 二〇一五) 一三三〜三八頁。
- (37) 「国日記」宝曆五年四月二八・二九日条。
- (38) 弘前市立弘前図書館津軽家文書「公家衆御馳走人被仰付本所御蔵火之番御免御書付」TK二八九一八二。
- (39) 「国日記」宝曆二三年五月二三日条。
- (40) 弘前市立弘前図書館津軽家文書「神田橋御門番被仰付之儀御奉書」TK二八〇一九〇、「神田橋御門番名代土佐守差出度儀伺書」TK二八九一四五〇。
- (41) 前掲註(24) 二六九〜二八二頁。
- (42) 「江戸日記」天明三年四月二六日条。
- (43) 「江戸日記」天明七年九月二九日条。
- (44) 「江戸日記」天明三年四月二五日、六月三日条。
- (45) 「江戸日記」天明三年五月二二日条。
- (46) 「江戸在住日記」は弘前市立弘前図書館「八木橋文庫目録」(YK二一五―一五)では「日記」とあるのみで使用に注意が必要である。根本みなみ氏が「弘前藩主・津軽信明と「家」構成員―「在国日記」から「津軽孝公行実」―「無超記」へ」(『名君の時代―十八世紀中期〜十九世紀の藩主と藩政』清文堂出版 二〇一九)の註(七〜二二)で、「江戸在住日記」を国文学研究資料館陸奥国津軽家文書とするが、弘前市立弘前図書館八木橋文庫の誤りである。監修浪川健治・総括編者根本みなみ『弘前藩主津軽信明日記集成』(東洋書院 二〇二二)の「解題」では「日記(津軽信明江戸在住日記)」が、弘前市立弘前図書館八木橋文庫と改められている。
- (47) 「国日記」天明三年九月一日、十一月三日、十二月二五日条。「江戸日記」同年十二月二五日条。国文学研究資料館陸奥国津軽家文書「御領分御損毛二付御金拝借被仰渡候御書付」22B―一八一七。
- (48) 「江戸日記」天明七年六月一日条。
- (49) (50) 「国日記」天明七年七月九日条。
- (51) 『幕末明治女百話』(下)(岩波文庫 一九九七) 二二五〜二二七頁。
- (52) 拙稿「弘前藩江戸藩邸における死者とその扱い」(上)(『弘前大学國史研究』第一三一号) 八頁。
- (53) 「江戸日記」天明七年九月一九日条。
- (54) 「津軽孝公行実」(『青森県史』資料編近世学芸関係(青森県 二〇〇四) 七〇頁。
- (55) 弘前市立弘前図書館岩見文庫「無超記」GK二八九―二(『青森県史』資料編近世学芸関係(青森県 二〇〇四) 七八頁。
- (56) 「柳營日次記」寛政五年四月二六日条(国立国会図書館デジタル資料「年録」三一九、二七三)。

(57) 前掲註(8)。みちのく双書第七集『津軽歴代記類』(下)(青森県文化財保護協会 一九五九)八・九頁。「江戸日記」寛政五年四月は欠本になっている。「津軽日記」とあるのは、「津軽歴代記類」が編纂の時点では「江戸日記」が残存していたことから「津軽日記」として取り上げたものとみられる。

(58) 「柳営日次記」寛政五年二月一日条(国立国会図書館デジタル資料「年録」三二九、二七三)。

(59) 「国日記」寛政四年十一月一四・二〇日条。

(60) 寛政五年二月五日、八月五日条。『津軽歴代記類』には寛政四年一月一六日に、幕府役人が到着次第、二六二人を派遣すると見える(みちのく双書第八集『津軽歴代記類』下 青森県文化財保護協会 一九五九、六・七頁)。前掲註(7)三六頁。『津軽史事典』(名著出版 昭和五二年)の「津軽史年表」は「津軽歴代記類」により寛政四年一月一六日、幕命により二〇〇余人を松前に派遣したとするのは、翌五年のことになる。

(61) 国文学研究資料館陸奥国津軽家文書「出火ニ付防被仰付候間御指図之場所江御人数差出候様御書付」22B―154二。

(62) 「江戸日記」寛政六年一月一〇日条。『増訂武江年表』二(東洋文庫 平凡社 一九六八)一〇頁。

(63) 「江戸日記」文化三年三月三・四日条。

(64) 国立国会図書館デジタル資料「東京市史稿変災篇」第五 一九一七。前掲註(3) 五四〜五七頁。

(65) 「江戸日記」文化八年九月二二日条。

(66) 「片倉代々記」(『白石市史』四 史料編(上) 白石市 一九七二)四 二五・四二六頁。

(67) 「国日記」文化九年一月六日条。

(68) 「江戸日記」文化九年一〇月二七日条。

(69) 「江戸日記」文化九年一月一六・二四日条。

(70) 「江戸日記」文化九年一〇月三〇日条。

(71) 前掲註(7) 三九頁。

(72) 「泰平年表大御所」(六版『古事類苑』官位部三(吉川弘文館 一九九六) 一六九九・一七〇〇頁)。

(73) 本所七不思議については、横山泰子氏「江戸の七不思議変遷考」(『東京都江戸東京博物館研究報告』第五号、二〇〇〇、二五〜三八頁)、「近代に生きる本所七不思議」(法政大学『小金井論集』第三号、二〇〇六、一八七〜二〇四頁)と、東京都江東区深川江戸資料館『資料館ノート』(九二号、二〇一二)を参考にした。

弘前藩邸の不思議については、次の二点の史料に見える。

① 『風俗画報』(国立国会図書館マイクロフィルム版『風俗画報』新撰 東京名所六〇編六一(東陽堂 一九〇八)三二・三三頁)。

往古の規律として大名の火見矢倉にては板木を用うることなるに。

津軽越中守の邸(緑町公園)に限り。特に太鼓を打つことを許されありし。因て不思議の一に算ふといふ。

② 『幕末明治女百話』(下)(岩波文庫、一九九七、五四・五五頁)。

津軽の四方提灯の四方提灯、津軽越中守様の屋敷は、緑町みどりちょうにありましたが、四方屋敷でその一方どれでもが見える。側へ行って見ると見えない。ソレから同屋敷の片釣瓶かたづるびん、釣瓶はどこでも二つですが、津軽様には二つ付けるととられてしまうので「津軽の片釣瓶」と四方提灯。

(74) 「国日記」文政八年四月二三日条。

(75) 「江戸日記」宝永四年一月一五日、明和八年二月二九日、文政十一年二月二〇日条。

(76) 澁谷葉子「赤穂浅野家「鉄砲洲上屋敷絵図」について」(『忠臣蔵と浅

- 野家』(たつの市立龍野歴史文化資料館 二〇〇九)七七頁。「赤穂浅野家鉄砲洲上屋敷絵図・附図1」(『忠臣蔵と旗本浅野家』同館 二〇〇九)。
- (77) 国文学研究資料館陸奥国津軽家文書「本庄御屋鋪御指図」22B―二二三八。
- (78) 国文学研究資料館陸奥国津軽家文書「江戸御上屋鋪御指図」22B―二二三四。
- (79) 弘前市立弘前図書館津軽家文書「御上屋惣御絵図面」M一七。
- (80) (81) 弘前市立弘前図書館津軽家文書「御上屋鋪惣御絵図面」・「御休息御囲地坪御用書 絵図一枚入」・「御休息御普請ニ付御用答」M六五。「国日記」文政八年九月二日条。
- (82) 「江戸日記」文政二年二月二〇日、同七月二日条。
- (83) 「江戸日記」天保一〇年五月一六日条。
- (84) 武部愛子「寛永寺貸付金をめぐる一考察―嘉永期弘前藩上野料物金返濟滞一件を事例として」(『東京大学日本史学研究室紀要』別冊『近世社会史論叢』二〇一三)三七八―三八三頁。
- (85) 『新編弘前市史』通史編二(近世二)(弘前市企画部企画課 二〇〇二)三八二頁。
- (86) 高木保子氏蔵「道中手帳」。拙稿「高木久蔵の「道中手帳」嘉永三年について」(『東北女子大学・東北女子短期大学紀要』第五〇号 二〇一三)一七頁。
- (87) 「国日記」安政二年一〇月二〇日条。
- (88) 岩淵令治「江戸の消防体制と火事場見回り」(『東京大学日本史学研究室紀要』・『別冊近世社会史論叢』二〇一三)一六頁。
- (89) 「国日記」文久三年五月二九日条。
- (90) 「国日記」文久三年七月二六日条。
- (91) 「国日記」文久三年一月二日条。
- (92) 「国日記」元治元年八月八・一〇・一五日条。
- (93) 「国日記」元治元年二月二五日条。
- (94) 「江戸日記」慶応元年六月七日条。
- (95) 『臨時増刊江戸乃花』上編(東陽堂 一八九八)に、「櫓上撃鼓、鉄報の図」「武家火事装束之図」「三田有馬邸火之見櫓之図」「板木裏面之図」「町火消半鐘」の挿絵がある。
- (しのむら・まさお 弘前大学國史研究会名誉会員)

表1 弘前藩主の勤役

No.	藩主	勤役	任命年月日	備考	史料
1	④信政	浅草蔵火消役	寛文3年(1663)4月9日		歴、新
2		駿河台火消役	延宝6年(1678)1月19日		江、新
3		青蓮院門跡馳走役	天和1年(1681)3月27日		江、歴、新
4		火消役	天和1年(1681)11月1日		江、添
5		越後高田検地役	天和2年(1682)3月19日		江、歴、新、津
6		日光修復手伝役	天和3年(1683)閏5月27日		江、歴
7		毘沙門院門跡馳走役	貞享3年(1686)3月16日		国(同3.閏3.28)、新
8		本院馳走役	貞享4年(1687)5月1日		江、新
9		本所火消役	元禄3年(1690)1月28日		江、津
10		本所火消役	元禄4年(1691)7月28日		江、新、津
11		本所火消役	元禄6年(1693)4月23日		江、歴、新、津
12		本所火消役	元禄8年(1695)4月15日		江、新、津
13		本所火消役	元禄10年(1697)4月16日		江、津
14		本所火消役	元禄11年(1698)4月3日		江
15		女院馳走役(日光)	元禄12年(1699)12月26日	本所火消役免 江(同12.12.30)	江、新、津
16		本所処々小屋火消役	元禄14年(1701)6月15日		江、津
17		本所材木小屋火消役	元禄16年(1703)11月25日		歴、新、津
18		本所材木小屋火消役	宝永2年(1705)閏4月16日		江、津
19		本所材木小屋火消役	宝永4年(1707)6月4日		国(同6.7.9)、津
20		本所火消役	宝永6年(1709)4月15日		江
21		梶井門跡馳走役	宝永6年(1709)10月9日	本所火消役免 江(同6.10.10)	江、新
22		本所火消役	宝永7年(1710)2月15日		江、新
23	⑤信寿	公家衆馳走役	正徳1年2月16日		国(同1.3.6)、新
24		本所火消役	正徳1年(1711)9月25日		江、歴
25		円満院門跡馳走役	正徳2年(1712)2月13日	本所火消役免 江(同2.2.13)	江、新
26		本所火消役	享保1年(1716)1月12日		江、歴、新
27		本所材木蔵火消役	享保4年(1719)4月16日		老、江、新
28		大手組火消役	享保14年(1729)4月19日	同役と寄合	江、歴、新
29		本所材木蔵火之番役	享保16年(1731)4月15日		江、新
30	⑥信著	神田橋門番役	享保17年(1732)4月19日		江、新
31		本所材木蔵火之番役	享保18年(1733)6月14日		江、新
32		猿江材木蔵火之番役	享保19年(1734)5月13日		老、江、新
33		本所火消役	享保19年(1734)12月10日		江、新
34		本所米蔵火消役	元文2年(1737)7月16日		江、新
35		神田橋門番役	元文4年(1739)4月20日		江、新
36		寛永寺塔中瓦葺普請手伝役	寛保1年(1741)4月19日	14塔中、手伝(24家)、津軽家(津梁院)	江、歴、新
37		准后使馳走役	寛保1年(1741)6月21日		江、歴、新
38		大乘院門跡馳走役	寛保2年(1742)2月5日		江、歴、新

39	⑦信寧	本所米蔵火之番役	延享3年(1746)3月10日	藩主(岩松)幼少ニ付家来差出	老、江、歴、新
40		本所蔵火之番役	延享4年(1747)6月12日		江、歴、新
41		本所米蔵火之番役	寛延1年(1748)4月22日	御国損亡ニ付本所蔵火之番役免 江(同1.12.21)	江、新
42		本所蔵火之番役	宝暦2年(1752)4月16日	高岡御告	江欠、国(同2.5.3、6)、新
43		勅使馳走役	宝暦4年(1754)2月5日	本所米蔵火之番役免	江欠、国(同4.2.18)
44		神田橋門番役	宝暦5年(1755)4月16日	祝儀御目見以上登城・記帳	江欠、国(同5.4.28、29)、免(国6.2.9)、新
45		神田橋門番役	宝暦9年(1759)4月16日		江欠、国(同9.4.26)、新
46		本所米蔵火之番役	宝暦11年(1761)4月20日		江欠、国(同11.5.6)、新
47		公家衆馳走役	宝暦11年(1761)6月29日	本所米蔵火之番役免	老、江欠、国(同11.7.10)
48		神田橋門番役	宝暦13年(1763)4月16日	高岡御告、5月20日將軍上野へ、藩主神田橋門詰	江、国、新
49		神田橋門番役	明和2年(1765)6月15日	神田橋門番役免 江(同3.2.8)	江、歴、新
50		甲州川普請手伝	明和3年(1766)2月6日	国元大地震、甲州川普請手伝役免 江(同3.2.20)	江、国、歴
51		神田橋門番役	明和6年(1769)6月27日		江、歴、新
52		浅草米蔵火之番役	安永1年(1772)3月1日		老、江、新
53		神田橋門番役	安永2年(1773)4月18日		江、国、新
54		勅使・女使馳走役	安永2年(1773)8月8日		国(同2.8.20、2.9.17)、歴、新
55		神田橋門番役	安永4年(1775)5月1日		老、江、新
56		甲州における普請手伝役	安永4年(1775)5月20日		江、歴
57		勅使馳走役	安永7年(1778)2月3日		江、歴、新
58		神田橋門番役	天明3年(1783)4月24日	御国損亡ニ付神田橋門番役免 江(同3.11.12)	老、江、歴、新
59	⑧信明	大手組火消役	天明7年(1787)6月1日		江、国、新
60		神田橋門番役	天明7年(1787)9月19日	大手組火消役免・神田橋門番役任 江(同7.9.19)	江、国
61	⑨寧親	神田橋門番役	寛政5年(1793)4月26日	松前表人数差出に付免(同役南部慶次郎) 江(同5.12.1)	柳、江、国、歴、新
62		出火防役	寛政6年(1794)1月10日	老中奉書(同6.1.11)	老、江
63		神田橋門番役	寛政7年(1795)6月16日		江、国、新
64		神田橋門番役	文化3年(1806)3月8日		老、江、国、新
65	⑩信順	蝦夷地警固	文政8年(1825)4月10日	家督相続の際、先代に引き続き任	江欠、国(同8.4.23)
66	⑪順承	蝦夷地警固	天保10年(1839)5月16日	家督相続の際、先代に引き続き任	江、国
67	⑫承昭	蝦夷地警固	安政6年(1859)2月7日		柳、国(同6.2.20)、新
68		非常・曲輪内火事	文久3年(1863)5月14日	幕府触書、浜屋敷・火箭10発、上屋敷・太鼓・鐘打交	国(同3.5.29)
69		浅草・本所蔵警衛役	元治1年(1864)7月26日	在国中、12月免	国(同1.8.8、1.12.25)
70		京都警衛役	慶応1年(1865)1月9日	江戸藩邸着 江(同1.5.6)	江、歴
71		非常・常盤橋門詰	慶応3年(1867)11月3日		江

老(老中奉書)、柳(柳營日記)、江(江戸日記)、国(国日記)、添(添田儀左衛門日記)、歴(津軽歴代記類)、新(新選津軽系譜)、津(津軽史)

表2 神田橋門番役

No.	役職	人数	下され物
1	物頭	—	酒・吸物
2	神田橋番頭	—	同
3	間役	—	同
4	纏番	—	同
5	水ノ手番	—	同
6	表医者	—	同
7	書役	—	同
8	近習小姓	—	同
9	小納戸役	—	同
10	小姓組	—	同
11	右筆	—	同
12	徒頭	—	同
13	徒小頭	—	酒・肴
14	徒	—	同
15	目付	—	酒・吸物
16	中小姓	—	酒・肴
17	徒目付	—	同
18	中ノ口人使	—	同
19	足輕目付	—	400文
20	諸組警固	—	同
21	江戸警固	—	同
22	江戸組中間小頭	—	300文
23	江戸組掃除小頭	—	同
24	作事薦之者	—	200文
25	中間	—	同
26	馬取	—	同
27	附小人	—	同
28	掃除小人	—	同
29	火消薦之者	21	3貫文
30	先陣小人	21	7卷文

「江戸日記」寛政5年10月26・27日

表3 火の見櫓鳴物関係者への遺物

No.	役職	名前	品名
1	老中	松平伊豆守	白縮緬5疋(桐箱)・上青籠詰肴(1籠)
2	目付	佐野肥後守	琥珀丹後袴地3反(裏無)・縞縮緬7反(色熨斗)
3	目付	水野中務	同
4	右筆組頭	尾嶋定右衛門	琥珀丹後袴地2反(裏無・色熨斗)
5	右筆組頭	秋山内記	同
6	坊主	野村清庵	縞縮緬10反(5反つゝ、色熨斗)・金20両
7	坊主	益池了意	銀子2枚
8	徒目付	加藤才助	銀子10枚
9	徒目付	古山善藏	同
10	松平伊豆守用人	新藤善八郎	縮緬10反・金15両
11	秋山内記家来	用人	金300疋
12	秋山内記家来	取次2人	金200疋つゝ、
13	那須與市家来	小河原半右衛門	縮緬2反

「江戸日記」文化9年10月27日